

第25期宝塚市農業委員会

令和7年第6回議事録

(2025年)

令和7年6月20日

(2025年)

宝塚市農業委員会

第25期 宝塚市農業委員会 令和7年第6回議事録

1. 日 時 令和7年(2025年)6月20日(金)14時00分～15時00分

2. 場 所 政策会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、10番金岡昭弘、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

なし

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畑健二、3番阪上秀一、4番二井久和、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

なし

9. 事務局

事務局長 佐藤隆政 係長 木元富夫 事務職員 岡村美佑、岡田優花里

10. 議 題

1 議案第72号 非農地証明願の件

2 議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件

3 議案第74号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件

1 報告第76号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件

2 報告第77号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件

3 報告第78号 農地法第18条第6項の規定による届出の件

4 報告第79号 農地・農家台帳記載願の件

5 報告第80号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件

第25期宝塚市農業委員会令和7年第6回総会

日時：令和7年6月20日

開会 14時00分

○林会長 それでは、第25期宝塚市農業委員会令和7年第6回総会を開催させていただきます。本日は欠席者なし、第6回総会は成立しております。本日の議事録署名人は、12番今里委員、13番、田中委員のお二人にお願いします。それでは、総会を始めたいと思います。事務局から諸般の報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 報告は終わりました。何か御意見、御質問はございますか。特にないので、それでは議案審議に移ります。議案第72号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第72号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので御審議願います。

願出人、(住所)、(氏名)さん。安倉中(地番)、地目は田、94㎡。所有者が(氏名)さんです。農地でなくなった時期と現況ですが、昭和48年に住宅として利用されています。証明を必要とする理由は地目変更のため。その他として、土地の全部事項証明書と登記簿謄本が添付されていました。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。田中委員。

○田中委員 なぜか宅地、自宅なんですけども農地から変更されていなかったということで、特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進員で本件に対しまして、何か御意見、御質問はございますか。特にないので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。次に、議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第73号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

1件目。申請人のうち、譲受人が(住所)、(氏名)さんです。譲渡人が、(住所)、(氏名)です。申請地が、大原野(地番)、地目は田、600㎡です。譲受人の耕作面積は現在6,040㎡で、従事者数は家族含めて3名です。権利の種類は所有権です。なお、この3条の申請につき

ましては、こちら中部地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。調査書10ページを御覧ください。議案第73号の1、譲受人、(氏名)さん、譲渡人が(氏名)さん。作成者は事務局の岡村です。第2項第1号の全部効率利用につきましては、譲受人は60年ほど農業を営んでおり、申請地の隣接農地も営農をしておられます。保有している農機具の能力、農作業に従事すべき状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台を譲受人の方は所有しておられます。第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であるため適用はございません。第2項第3号、信託につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号、農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。農作業の従事者は譲受人を含めて世帯員3名で、それぞれ年間300日、200日、30日です。第2項第5号、転貸しにつきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸しには当たりません。第2項第6号、地域調和につきましては、申請地は譲受人の所有農地の隣接農地であり、申請地では自家消費の米を生産予定です。譲受人は、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないものと考えられます。なお、6月9日に、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進員1名が申請者立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。

2件目です。申請人のうち、譲受人は(住所)、(氏名)さんです。譲渡人は、(住所)、(氏名)さんです。申請地は、玉瀬字(地番)ほか5筆です。地目は田、地積は6筆合計で1,068㎡です。譲受人の現在の耕作面積はなく、従事者数は本人を含めて3名です。権利の種類は所有権です。申請地の内訳ですが、玉瀬字(地番)・田・535㎡、(地番)・田・148㎡、(地番)・畑・52㎡、(地番)・畑・23㎡、(地番)・畑・23㎡、(地番)・田・287㎡です。調査書のほうに先に参ります。11ページを御覧ください。譲受人が(氏名)さんで、譲渡人が(氏名)さん。作成者は事務局の岡村です。第2項第1号、全部効率利用につきましては、譲受人の方は新規就農者ではありますが、隣接の宅地を購入していることから、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用するものと見込まれます。第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であるため適用はございません。第2項第3号、信託につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号、農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。農作業従事者は譲受人を含め世帯員3名で、それぞれ150日、150日、100日です。第2項第5号、転貸しにつきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸しには当たりません。第2項第6号、地域調和につきましては、申請地では自家消費の野菜(トマト、キュウリ、ナス、大根、白菜等)とレモンの木を生産する予定です。譲受人は、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じ

ないものと考えられます。なお、6月9日に、事務局2名、農業委員会会長、農業委員3名、推進委員1名が申請者立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認しました。

3件目です。申請人のうち、譲受人が(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さんです。申請地は、境野字(地番)、ほか1筆、地目は田、地積は2筆合計で2,754㎡です。譲受人の耕作面積は4万㎡で、従事者数は雇用者、世帯合わせて10名です。権利の種類が所有権で、申請地の内訳が、境野字(地番)・田・1,458㎡と(地番)・田・1,296㎡です。なお、この3条申請につきましては、境野地区の地域計画の達成に支障は生じないことを確認済みです。すみません、先ほどの玉瀬の案件も、地域計画の達成に支障はございません。調査書を御覧ください。譲受人は(氏名)さん、譲渡人は(氏名)子さん。作成者は事務局の岡村です。第2項第1号、全部効率利用につきましては、譲受人は酪農業を営んでおり、農作業経験が30年です。保有している農機具の能力、農業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。トラクターを3台所有しております。第2項第2号、農地所有適格法人以外の法人につきましては、個人であるため適用はございません。第2項第3号、信託は、信託ではないので適用はございません。第2項第4号、農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事するものと見込まれます。農業従事者は譲受人を含めて、雇用を含め10名で、年間従事日数は300日です。第2項第5号、転貸しの禁止につきましては、許可申請に係る農地は所有農地であり、転貸しには当たりません。第2項第6号、地域調和につきましては、申請地は譲受人の牧場から近く、酪農業のための牧草(イタリアンライグラス、オーチャードグラス)を自家消費として生産予定です。譲受人は、本件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、2月7日に、事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進員1名が申請者立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1、3件目、福本委員。

○福本委員 どちらも問題ないと思うんですけど、この調査書の2月7日というのはちょっと。

○事務局 失礼いたしました。申し訳ございません。6月9日です。失礼いたしました。

○林会長 日にちだけ訂正をお願いしたいと思います。そして、2件目ですが、住居と住居周辺の土地、田んぼとか畑、現況は不在者になっておりましたのでなかなか畑の状況も呈してないわけですが、6筆ほどある一部についてはもう庭で樹木を植えられているというような畑とか田です。自宅からすぐですし、家庭菜園的に野菜を植えていくということですので、可能だと思います。そして、私としても特に問題はないと思います。それでは農業委員、推進員、この3件に対して何か御質問はございますか。特にないようですので、採決したいと思います。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件につき、許可することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、許可することといたします。次に、議案第74号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 議案第74号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件。別紙のとおり、生産緑地法第10条の規定による農業の主たる従事者の証明願がありましたので、御審議願います。1件目2件目の申請者は同じ方なので、まとめて説明をさせていただきます。申請者が、(住所)、(氏名)さん。申請地、1件目が川面(地番)ほか5筆。地目が畑、地積が3,672㎡、6筆合計になります。耕作者は(氏名)さん。証明する従事者は(氏名)さん。申請理由は(個人情報)による。発生日は(個人情報)となっております。その他のところ、申請地ほか5筆ですが、(地番)・畑・525㎡、(地番)・田・241㎡、(地番)・田・1,160㎡、(地番)・田・466㎡、(地番)・畑・123㎡、(地番)・田・1,157㎡です。

2件目、申請地が川面(地番)ほか1筆。地目が田、地積が1,139㎡で、耕作者が(氏名)さん。証明する従事者は(氏名)さんで、申請理由は(個人情報)による。事実の発生日が(個人情報)。その他としまして、住民票の抄本が添付、謄本の添付、登記事項証明書が添付、これは1件2件とも同様に添付されていました。申請地については、川面(地番)・田・1,001㎡と(地番)・畑・138㎡となっております。

続いて3件目、申請者が、(住所)、(氏名)さん。申請地が、安倉北(地番)ほか2筆。地目が田、地積が3筆合計で2,060㎡。耕作者が(氏名)さん。証明する従事者は(氏名)さんで、申請理由は(個人情報)による。事実の発生日は(個人情報)です。その他としまして、住民票の抄本、謄本、登記事項証明書が添付されていました。申請地は、安倉北(地番)・田・1,828㎡、(地番)・田・160㎡、(地番)・田・72㎡となっております。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、2件目、古野委員。

○古野委員 支障ないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。3件目、田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進員で何か本件に対しまして、御意見、御質問等はございますか。特にないようですので、採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 全員が賛成ですので、証明することといたします。続いて報告事項に移ります。報告第76号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局説明願います。

○事務局 報告第76号 農地法第4条第1項第7号の規定による許可届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

1件目。届出者が、(住所)、(氏名)さん。届出地が、中筋(地番)、地目が田、地積が166㎡。耕作者は(氏名)さん。転用目的は住宅用地で、造成期間が受理後から1年間、建設期間も同じく受理後から1年間です。施設の概要は、木造2階建ての延べ床面積が142.42㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地は本人所有地のため同意書の添付はございません。

2件目の届出者は、(住所)、(氏名)さん。届出地が、旭町(地番)、地目は田、地積は448㎡。耕作者は届出者と同じです。転用目的は露天駐車場で、土地の造成期間が令和7年6月16日から14日間です。施設の概要は砂利敷10台で、面積は同じく448㎡です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地はないため同意書の添付はございません。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。1件目、今里委員。

○今里委員 この農地は、息子さんが今家を建てられるということで、持ってられる農地のうちの一部166㎡を転用されるということで、水利組合の同意書もあり、隣接農地は本人がまだ所有されるということで隣接農地もほかに利害関係があったりとかはありませんので、問題はないかと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。2件目、古野委員。

○古野委員 こちらも支障ないと思います。

○林会長 本件に対しまして、農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問はございますか。

特にないようですので、報告第77号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局説明願います。

○事務局 報告第77号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。

届出者が、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さん、ほか2名となっております。届出地が、泉町(地番)、ほか1筆。地目が田、地積が2筆合計で149㎡。耕作者は(氏名)さん、ほか2名となっております。転用目的が露天駐車場、ガレージハウス。造成期間は令和7年8月1日から10日間。建設期間は令和7年10月1日から90日間。施設の概要ですが、露天駐車場が3台、木造合金メッキ鋼板ぶき2階建て、面積は露天駐車場が100㎡、ガレージハウスが延べ床面積で約42㎡となっております。権利の種類は所有権です。その他としまして、水利組合の同意書が添付されていました。隣接農地は今回ないので、同意書の添付はありません。届出地2筆ですが、泉町(地番)・田・100㎡と(地番)・田・49㎡となっております。譲渡人ですが3名いらっしゃいまして、(住所)、(氏名)さん、持分3分の1。(住所)、(氏名)さん、持分3分の1。(住所)、(氏名)さん、持分3分の1となっております。

○林会長 説明は終わりました。地区委員の御意見を伺いたいと思います。古野委員。

○古野委員 支障ないと思います。

○林会長 農業委員、推進員で、何か御意見、御質問はございますか。特にないようですので、報告第78号 農地法第18条第6項の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第78号 農地法第18条第6項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告します。

届出者のうち賃貸人が、(住所)、(氏名)さん。賃借人が、(住所)、(氏名)さんです。届出地が山本丸橋(地番)、地目は田、地積は699㎡です。合意解約が成立した日は令和7年5月18日で、土地の引渡日も同じく令和7年5月18日です。離作補償の条件等はございません。その他といたしまして、こちら農地法3条の使用貸借権の解除通知になります。

○林会長 説明は終わりました。農業委員、推進委員で、何か本件に対して質問等はございますか。特にないようですので、次に移りたいと思います。報告第79号 農地・農家台帳記載願の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局 報告第79号 農地・農家台帳記載願の件。別紙のとおり、農地・農家台帳への記載の依頼がありましたので、報告します。

願出人、(住所)、(氏名)さんです。口谷西(地番)、地目は畑、地積が49㎡、所有者は(氏名)さんです。台帳の記載内容ですが、植木等を栽培し、農地として利用されています。その他としまして、土地の全部事項証明書が添付されていました。あと、字限図と現況写真も添付されていました。この土地については、令和7年4月28日に雑種地から畑に地目が変更されています。以上です。

○林会長 地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。阪上照一委員。

○阪上照一委員 現況はもうきれいに植木も植わっておりますし、全然問題はないと思います。

○林会長 農業委員、推進員で、何か御意見、御質問はございますか。

○林会長 特に御質問もないようですので、次に移りたいと思います。報告第80号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局説明願います。

○事務局 報告第80号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

全部で2件ございます。1件目の申請人が(住所)、(氏名)さんです。農業経営期間は令和4年5月3日～令和7年5月2日まで。耕作面積が5,611㎡です。納税猶予地が、波豆字(地番)ほか7筆の合計8筆で、面積が8筆合計で5,611㎡です。証明する年月日が令和7年5月2日です。願出地の内訳ですが、波豆字(地番)・田・959㎡、波豆字(地番)・田・751㎡、2筆とも田として利用がされておりました。また、波豆字(地番)・畑・456㎡で、こちらは果樹を

栽培されておりました。(地番)・田・375㎡、(地番)・田・1,442㎡、(地番)・田・1,224㎡、
こちらも田として利用されておりました。(地番)・田・307㎡、こちらは畑です。(地番)・畑・97
㎡、こちらは肥培管理をされておりました。

2件目です。申請人は、(住所)、(氏名)さん。農業経営期間は令和4年5月24日～令和7
年5月19日。耕作面積は2,479㎡。納税猶予地は川面(地番)ほか6筆で合計7筆です。面
積は2,304.11㎡です。証明年月日は令和7年5月19日です。願出地の内訳が、川面(地
番)・田・277㎡はハウスで、(地番)・田・320㎡は田のうち145.11㎡は果樹として利用さ
れておりました。(地番)・田・138㎡、(地番)・田・674㎡(地番)・田・310㎡、(地番)・
田・575㎡、(地番)・畑・185㎡は田んぼとして利用されておりました。以上です。

○林会長 農業委員、推進委員で何か御意見、御質問はございませんか。特にないようすの
で、以上で本日の議案3件、報告5件について審議等は終了します。これをもちまして、令和7
年第6回総会は閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番(会長) 林 五郎

12番

13番